

XIII 指導監査課・各県事務所

指導監査課及び各県事務所は、保険医療機関等に対する指導・監査等の業務等を行います。

指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名称	所在地	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び各県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり指導等を行っています。

- ① 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する指導・監査。
- ② 厚生労働大臣の定める施設基準（基本診療料及び特掲診療料）等に係る保険医療機関等からの届出について、審査、受理及び受理後の調査等の業務。
- ③ 保険医療機関等の指定申請、関係事項変更、保険医等の登録申請、異動等の届出に関する業務。

(2) 実績

- ① 保険医療機関等の指導・監査状況
（【保険医療機関等の指導・監査実施状況】は参考資料8（1）参照）
- ② 保険医療機関等及び保険医等数
（【保険医療機関等情報】は参考資料8（1）参照）

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督

(1) 概要

柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費についての指導・監査を行っています。

(2) 実績

柔道整復師及びはり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師の指導・監査状況（【柔道整復師及びあはき師の指導・監査実施状況】は参考資料8（1）参照）

3 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会（Ⅱ 企画調整課 参照）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について審議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(3) 実績

各県で毎月1回、部会を開催しています。